

ILO 看護職員条約とは (看護職員の雇用と労働および生活条件に関する条約)

1977年、ILOは看護職員条約(149号条約)・勧告(157号)を採択しました。16条の原則を盛り込んだ「条約」、具体的な基準を示す71項目の「勧告」、勧告の基準を補足する「適用に関する提案」30項目からなっており、2006年6月現在

40カ国が批准しています。

日本は条約採択の際、労働者側代表は賛成、政府・使用者代表は棄権、勧告には賛成の態度をとりました。そして、未だに日本では批准していません。



採択までには長い経過が…。

看護職員の極端な不足で医療破壊が世界的に深刻になり、1949年、WHO(世界保健機関)が「看護師問題」の検討を開始しました。

WHOとICN(国際看護師協会)がILOに働きかけ、ILOとWHOが長年にわたって協議を重ね結実したものです。国民

の健康と福祉の向上に看護職員が果たす役割が極めて重要であること、有資格看護職員の不足と、現在の職員が必ずしも有効に活用されていないという現状があること、そのことが効果的な保健医療活動の障害になっていることをあげています。

条約2条2項

看護職に人々を引きつけ、かつ、その職に留めることとなるような

- ① 適切な教育・訓練
- ② キャリア展望および報酬を含む雇用及び労働条件を看護職員に提供するために必要な措置を取るものとする。

勧告25 報酬

- ① 看護職に人々を引きつけ、且つその職に留めることとなるような水準で決定されるべきである。
- ② 報酬の水準は、同等な又は同等の資格と責任の、他の専門職と匹敵しうるものであるべきである。
- ③ 働く施設、地域又は部門のいかなるを問わず、匹敵しうるものであるべきである。

条約5条2項

雇用条件及び労働条件は、できる限り関係使用者団体と関係労働者団体との間の交渉により決定されるものとする。

勧告24 キャリアの展開

継続的教育訓練計画への参加を望み、参加する能力のある看護職員には、教育休暇の供与、訓練費用等が与えられるべきである。



勧告33 労働時間

- ① 1日の労働時間は、8時間を超えるべきではない。
- ② 1日の労働時間は、時間外を含めて12時間を超えるべきではない。

勧告36 休日

- ① 週休は48時間に引き上げる措置が取られるべきである。
- ② いかなる場合も連続36時間を下回ってはいけない。

勧告38 勤務間隔

- ② 交替勤務の場合、勤務と勤務の間に少なくとも12時間継続する休息時間を与えなければならない。

勧告39 年次有給休暇

- ② 年次有給休暇は1年の勤務につき4週間の措置を取ること。

勧告58

臨時およびパートの看護職員の雇用条件は、常用およびフルタイムの職員と同等であるべきである。

勧告60 看護学生

- ① 通常の職員配置の必要を補充する手段として用いられるべきではない。
- ③ 教育訓練の期間中、看護職員と同一の健康上の保護を受けるべきである。

勧告69 国際協力

訓練又は就業中の外国人看護職員に対して、その国の看護職員と均等の待遇を保障すること。

具体的適用に関する提案

- ① 看護サービスおよび看護職員に関する国内政策の目的を達成するために、十分な予算措置が取られるべきである。

ILOは、看護職員条約が依然として妥当性があることを再確認、2005年に「現代的な文書」として位置づけました。「条約が採択されて以来ほぼ30年が経過したが残念なことに多くの国において労働条件の改善に前進が見られない。(中略)先進国でも途上国でも需要に応えるに足るだけの新規採用を確保することができず、加えて、専門職教育を受けたたくさんの職員が離職している」と、看護職員条約の内容の正当性、妥当性、現代性を主張しています。

決して古くない!



日本では夜勤規制なし、国際社会では?

ワーキングブアや派遣切りなど人間性無視の働かせ方や、意欲があっても働く場所がない今の日本社会。「貧困と格差」の拡大で、医療・介護などの劣悪な労働実態を訴えても「どこも大変。働く場所があるだけでも良い方」などとなりがちです。

しかし、夜勤は有害業務です。そのため諸外国では

規制が行われていますが、日本では①労働基準法37条で「午後10時から午前5時までの深夜労働に25%の割増賃金」の義務付くと、②労働安全衛生規則第45条「深夜業従事者に6カ月に1回の健康診断義務付け」のみになっています。

諸外国での規制の方法は主に3つ、夜勤禁止・賃金割増・労働時間短縮です



表1 割増賃金率

	時間外 (%)	深夜 (%)
アメリカ	50	100
オーストラリア	50	100
オランダ	25	100
スウェーデン	50	100
イギリス	50	100
ポーランド	50	100
韓国	50	50
フランス	25~50	100
日本	25	25

注：日本は、2010年4月から労基法の一部改正。月60時間を超えての時間外労働について、超過分のみ50%になります。

表2 夜勤交替制の労働時間短縮

1時間短縮	ルーマニア・メキシコ・パラグアイ
2時間短縮	デンマーク・コスタリカ・グアテマラ
4時間短縮	フランス・スウェーデン・フィンランド

表1・2 社医研センター・村上剛志氏作成
90年版海外労働白書・国際比較日本の労働条件
2009年データブック国際労働比較・2009年世界の厚生労働
注：93年、各国で規制基準が決定し、それ以降ほとんど動きがない。

誇りをもって働き続けるために、改善を求めて運動してきた歴史

1960年

かごの鳥と言われた、看護師の「人権スト」全国で300病院・3万5千人がストライキ大幅賃上げ、通勤・結婚の自由など大きな成果勝ち取る。



1965年

人事院「夜勤判定」夜勤は複数月8日以内(月の労働日の1/3)1人夜勤廃止努力産後6カ月の夜勤免除1/3が1人夜勤、月15~16回夜勤の改善を求め、1963年から夜勤制限闘争。人事院判定を受け、全国に夜勤制限のたたかいが広がり、ニッパチ闘争(夜勤は2人以上・月8日以内)と呼ばれた。増員、夜勤手当、車送りなど成果。

1970~75年

参議院で国会決議厚生省70年から5年間で、看護師を24万人から49万人の倍増計画発表(第1次需給計画)労働省1973年、看護師の夜勤は「月の3分の1」以下に規制する通達(基発441)

1977年

ILO 看護職員条約採択(日本は未批准)



1989年

ナースウェーブ1300人の銀座白衣デモ20年ぶりの看護師ふやせの全国統一ストライキ国会請願署名500万筆達成・275人の国会議員賛同(議員1/3を上回る)41都道府県1500自治体で意見書採択「看護の日」制定

1992年

看護師確保法・基本指針延べ150人の議員が質問するなど「看護国会」という状況の中での制定。①週40時間以内、完全週休2日制普及、労働時間短縮②月8日以内夜勤③年休の計画的取得④業務内容・勤務状況を考慮した給与水準看護関係予算大幅アップ、看護料アップ、大幅賃上げ肝心なところは努力規定…

2007年

参議院で医労連等の請願採択(3団体の署名でしたので3団体として声明を出しました)①医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること②看護職員の配置基準を、夜間は患者10人に対し1人以上、日勤時は患者4人に対し1人以上とするなど抜本的に改善すること③夜勤日数を月8日以内に規制するなど「看護職員確保法」等を改正すること署名100万・地方議会決議684・賛同国会議員103名

*2001年(H13年)保助看法が改正され、「婦」から「師」に名称変更されたため、「看護師」と統一して記載しています。